

第6節 東南アジア

1 ■ 全般

東南アジアは、マラッカ海峡や南シナ海など、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めており、経済活動や国民の生活に必要な物資の多くを海上輸送に依存しているわが国にとって重要な地域である。東南アジア各国は、政治的安定と着実な経済発展に努力し、程度において差があるものの、総じて近年経済的な発展を遂げている。各国とも、経済発展などに伴い、域内各国間及び域外との相互依存関係が深化している。15（平成27）年末にはASEAN統合に向けた協力進展の成果として「ASEAN共同体」の設立が宣言された。

一方、この地域には、南シナ海の領有権などをめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動などが依然として不安定要素として存在しているほか、イスラム過激派の問題や船舶の安全な航行を

妨害する海賊行為なども発生している。中東におけるイラク・レバントのイスラム国（ISIL）の活動が低下するなか、17（平成29）年5月、フィリピンではISILに忠誠を誓うイスラム過激派組織が市街地を占拠する事案が発生しており、この組織へのマレーシアやインドネシアからの戦闘員の参入が指摘されていることから、域内におけるテロの増加が懸念された。これらの問題に対処するため、東南アジア各国は、国防や国内の治安維持のほか、テロや、海賊対処などの新たな安全保障上の課題にも対応した軍事力などの形成に努めている。近年では経済成長などを背景として、海・空軍力を中心とした軍の近代化や海上法執行能力の強化が進められている。

Q 参照 図表 I -2-6-1（東南アジアと日中韓との兵力及び国防予算の比較（17（平成29）年））

2 ■ 各国の安全保障・国防政策

1 インドネシア

インドネシアは世界最大のイスラム人口を抱え、広大な領土、領海及び海上交通の要衝を擁する東南アジア地域の大国である。現在、インドネシアは、国外からの差し迫った軍事的脅威は認識していないが、国内においては、ISIL支持者やジェマ・イスラミーヤ（JI）Jemaah Islamiyahなどのイスラム過激派の活動やパプア州の分離独立運動などの懸念事項を抱えている。

14（平成26）年10月に就任したジョコ大統領は「海洋国家構想」を掲げ、海洋文化の復興や海洋外交を通じた領有権問題などへの対処及び海上防衛力の強化などを目指している。

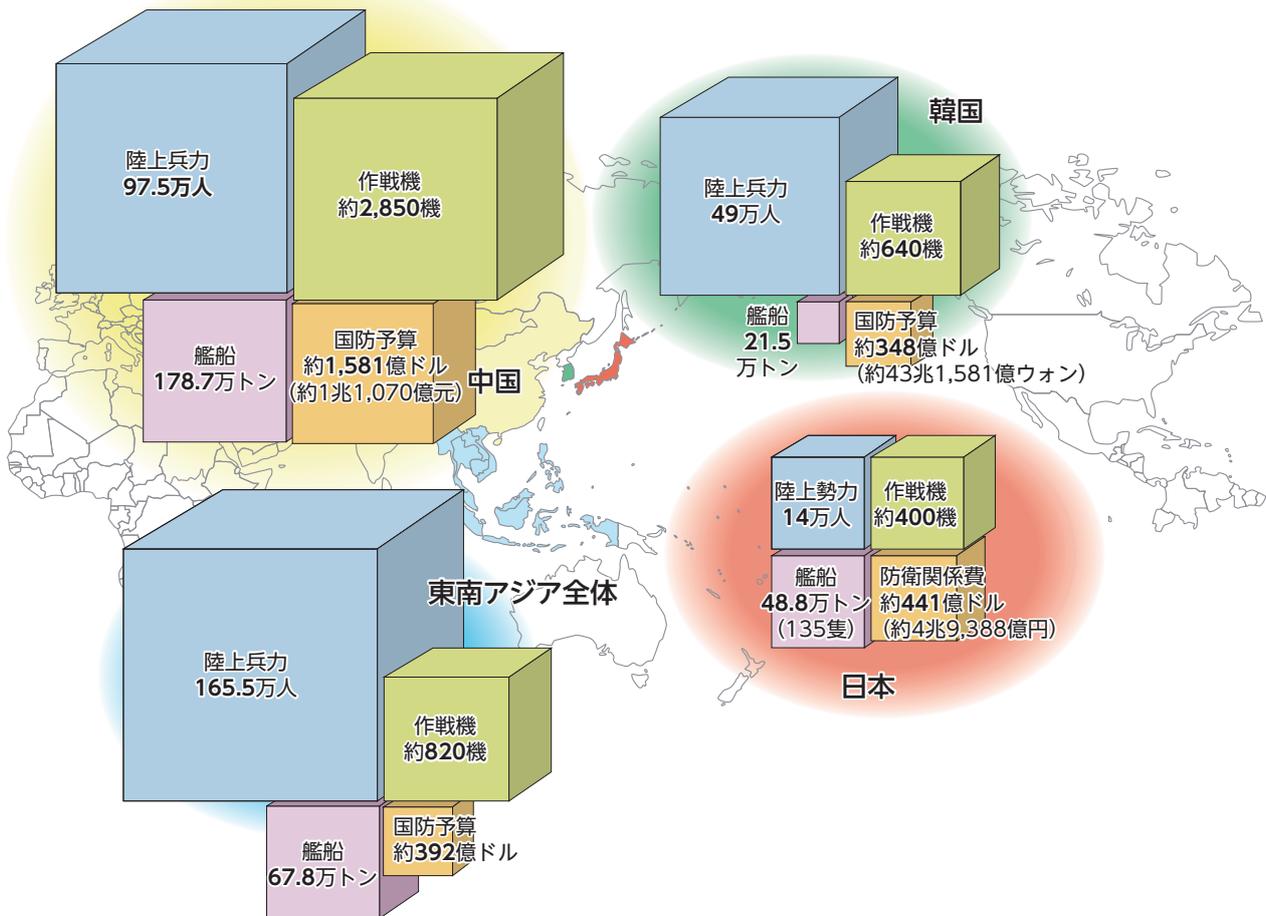
インドネシアは国軍改革として、「最小必須戦力（MEF）」Minimum Essential Forceと称する最低限の国防要件を達成することを目標としているが、特に海上防衛力が著しく不十分であるとの認識が示され¹、国防費の増額とともに、南シナ海のナツナ諸島などへの戦力配備を強化する方針を表明している²。インドネシアは、中国の主張するいわゆる「九段線」がナツナ諸島周辺の排他的経済水域（EEZ）Exclusive Economic Zoneに重複していることを懸念しており、17（平成29）年7月、南シナ海のEEZ北部の海域を「北ナツナ海」と命名したことを発表した。

インドネシアは、東南アジア諸国との連携を重視し、独立かつ能動的な外交を展開するとしている。また、米国との関係においては、軍事教育訓

1 15（平成27）年7月、退任前のムルドコ国軍司令官（当時）は、MEFの達成率は34%だと発言している。

2 15（平成27）年12月15日、リャミザルド国防相は、「違法操業や不法侵入など、あらゆる脅威に備える」ことを目的に、ナツナ諸島に戦闘機の1個飛行隊と小型艦艇を配備するほか、現在800人とする駐留部隊の規模を、空軍特殊部隊を含む2,000人規模へ増員する方針を表明したとされる。また、16（平成28）年6月には、ルフット政治・法務・治安調整相（当時）がナツナ諸島に潜水艦基地を建設する構想を表明した。

図表 I -2-6-1 東南アジアと日中韓との兵力及び国防予算の比較



- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス(2018)」などによる。各ブロックの大きさは日本を基準としたときの相対的な大きさを表す。なお、各国の国防費については、各国の為替レートの変動や物価水準などの諸要素を勘案すると、各国の国防費を単純にドル換算した金額を比較することにはその有効性に限界があるものの、経済協力開発機構(OECD)が公表している購買力平価には、東南アジア各国(インドネシアを除く)のデータが存在しないことから、資料では、あえて、わが国の防衛関係費及び各国の国防費を支出官レートを用いてドルに換算した値などを示している。
- 2 日本については、平成29年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く)及び海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。また、わが国の防衛関係費はSACO関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を除いた平成30年度の当初予算である。
- 3 中国の国防予算は、18(平成30)年の全国人民代表大会における財政報告などによる。
- 4 韓国の国防予算は、国防部発表等による18(平成30)年の数値。
- 5 東南アジア全体の国防予算は、「ミリタリー・バランス(2018)」による17(平成29)年の各国の数値の合計値。ただし、合計値のうち、ラオスについては、「ミリタリー・バランス(2016)」による14(平成26)年の数値。
- 6 中国及び韓国の国防予算のドル表示は、平成30年度の支出官レート1ドル=112円、1元=16円、1000ウォン=95円で換算したもの。
- 7 日本の防衛関係費のドル表示は、平成30年度の支出官レート1ドル=112円で換算したもの。

練や装備品調達分野で協力関係を強化しており、³「CARAT」³や「SEACAT」⁴などの合同演習を行っている。

中国とは、15(平成27)年3月に、ジョコ大統領が訪中し、習近平国家主席との間で、包括的な戦略パートナーシップでの枠組みにおける両国の関係強化を確認した。

インドとは、二国間の調整パトロールや海上演

習を実施しているほか、16(平成28)年12月のジョコ大統領の訪印に続く18(平成30)年5月のモディ首相の訪尼において、両首脳により、防衛協力に関する合意に署名がなされている。

Q 参照 2章5節3項4(東南アジア及び南太平洋諸国との関係) Ⅲ部2章1節4項6((1)インドネシア)

3 米国が、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及び東ティモールとの間で行っている一連の二国間演習の総称である。

4 米国が、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイとの間で行っている対テロ合同演習である。

2 マレーシア

東南アジアの中央に位置するマレーシアは、自国と近隣諸国には共通する戦略的利益があるとしている。現在、マレーシアは、国外からの差し迫った脅威は認識していないが、軍はあらゆる軍事的脅威に対して即応能力を保持するべきとしており、国防政策においては、「独立」、「全体防衛」、「五か国防衛取極 (FPDA)⁵の遵守」、「世界平和のための国連への協力」、「テロ対策」及び「防衛外交」を重視している。また、昨今、マレーシアが領有権を主張する南ルコニア礁周辺において中国の公船が**びょうはく**錨泊などを続けていることに関連して、マレーシア側は、海軍及び海洋法執行機関により24時間態勢で監視を行い、主権を防衛する意思を表明している。このような海上防衛力の強化に加えて、17 (平成29) 年4月、ジェームズ礁や南ルコニア礁に近いビントゥルに海軍基地を新設するなど、東マレーシアの防衛態勢の強化にも努めている。

米国との間では、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行うとともに、海洋安全保障分野での能力構築を含めた軍事協力を進めている。

中国とは、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立しているが、経済面を中心に両国の結びつきは強く、要人の往来も活発である。16 (平成28) 年11月には、ナジブ首相 (当時) が訪中し、経済協力や海軍艦艇の購入に合意した。また、15 (平成27) 年11月、中国海軍司令員がマレーシアを訪問した際、コタキナバル港を中国海軍艦艇が寄港地として使用することに合意したとされており、17 (平成29) 年1月には、コタキナバル海軍基地に中国海軍の潜水艦が初めて寄港し、同年9月には2回目となる中国海軍潜水艦の寄港が行われた。

一方、18 (平成30) 年5月に誕生したマハティール政権は、中国の協力により17 (平成29) 年8月に着工された長距離鉄道建設事業の中止を発表す

るなど、財政再建のために大型インフラ事業の見直しを推進しており、前ナジブ政権で積極的に進められた、中国から支援を受ける事業に関し、中国政府と再交渉に臨む姿勢を表明している。

北朝鮮との関係については、17 (平成29) 年2月にクアラルンプールで発生した金正男氏の殺害事件を受けて、両国の関係は悪化したものの、マハティール首相は、前政権時に閉鎖する方針だった在北朝鮮大使館の業務を再開する意向を表明するなど、関係修復の姿勢を示している。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項6 ((9) マレーシア)

3 ミャンマー

ミャンマーは、国際社会におけるパワーバランスの変化の担い手である中国及びインドと国境を接し、また、南アジアと東南アジアの境界にも位置することなどから、その戦略的な重要性が指摘されている。ミャンマーは、1988 (昭和63) 年に社会主義政権の崩壊以降、国軍が政権を掌握してきた。しかし、軍事政権に対する欧米諸国による経済制裁にともなう経済の低迷と国際社会における孤立を背景に、民主化へのロードマップ⁶を踏まえた民政移管が行われた。その後、15 (平成27) 年11月の総選挙では、アウン・サン・スー・チー議長率いる国民民主連盟 (NLD) が勝利し、National League for Democracy 16 (平成28) 年3月、ティン・チョー新政権が発足した。外国籍親族を持つアウン・サン・スー・チー氏は憲法の規定により大統領に就任できないため、新設の国家顧問や外相などに就任し、政権を主導している。

和平プロセスを最重要課題の一つとするティン・セイン前政権以降、ミャンマー政府は、政治犯の釈放、少数民族⁷との停戦合意など、民主化への取組を活発に行っており、これらの取組に対し、国際社会も一定の評価を見せ、米国をはじめとする欧米各国は、ミャンマーに対する経済制裁の緩和を相次いで実施した。

5 1971 (昭和46) 年発効。マレーシアあるいはシンガポールに対する攻撃や脅威が発生した場合、オーストラリア、ニュージーランド、英国がその対応を協議するという内容。五か国はこの取極に基づいて各種演習を行っている。

6 国民議会の再開、民主化に必要なプロセスの段階的实施、憲法草案の起草、憲法制定の国民投票、総選挙、下院の初招集及び新政権発足の7段階からなる。

7 ミャンマーは、人口の約30%が少数民族であり、一部の少数民族は、ミャンマー政府に分離独立などを主張している。1960年代、ミャンマー政府は、強制労働、強制移住など人権侵害に及ぶ抑圧政策を行い、少数民族武装勢力と武力衝突が生じた。



ミャンマーからバングラデシュへの避難民
(©UNHCR/Andrew McConnell)

政府は、停戦合意に向けて、11（平成23）年より少数民族武装勢力と和平協議を行っており、15（平成27）年10月に8組織と、18年（平成30）年2月に2組織との間で全土停戦合意文書の署名に至った。また、16（平成28）年8月には、国民和解と和平実現のための第1回「21世紀ピンロン連邦和平会議」が開催されており、17（平成29）年5月、18（平成30）年7月には第2回目、第3回目の和平会議が実施されている。

一方、西部ラカイン州の情勢については、国際社会に懸念が広まっている。17（平成29）年8月、「アラカン・ロヒンギャ救世軍（ARSA）」による警察署の襲撃を受けて、国軍などが掃討作戦を開始したため、2か月間で60万人を超えるムスリムを中心とする避難民が隣国バングラデシュに流入した。国際社会は、国軍などによる虐殺や人権侵害などがあったとしてこれを非難した。本件をめぐっては、ミャンマー側は、ラカイン州北部に居住するムスリム（いわゆる「ロヒンギャ」）が自国民であることを認めておらず、避難民の無国籍という法的地位が問題を複雑にしている。

外交政策においては、従来の「非同盟中立」を継承するとともに、国防政策は、「3つの国家目標（連邦の分裂阻止、民族の団結維持及び国家主権の堅持）に対する侵害行為の阻止」、「外部からの侵略、内政干渉の断固拒否」を引き続き重視している。

個別の対外関係については、ミャンマーにとっ

て、中国は軍政時代からの重要なパートナーであると考えられ、経済面の支援を受けて、ガスパイプライン、港湾建設などが行われている。軍事面においても中国が主要な装備品の調達先とみられるほか、16（平成28）年8月には、アウン・サン・スー・チー国家顧問が訪中し、包括的戦略協力パートナーシップの推進などを表明している。また、ロシアとは、軍政期を含め軍事分野において協力関係を維持しており、留学生の派遣や主要な装備品の調達先となっている。インドとは、民政移管以降、経済及び軍事分野において協力関係を進展させており、各種セミナーの実施受入れやインド海軍艦艇によるミャンマー親善訪問など、防衛協力・交流が行われている。

ミャンマーの軍事政権下では、武器取引を含む北朝鮮との協力関係が維持されていた。民政移管後の政府は、北朝鮮との軍事的な繋がりを否定しているものの、軍と北朝鮮の関係についての疑惑がたびたび報じられている。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項6（(7) ミャンマー）

4 フィリピン

フィリピンは、国境を越える犯罪などの非伝統的脅威を含む、新たな安全保障上の課題に直面していると認識している。一方、南シナ海をめぐる領有権問題や国内における反政府武装勢力によるテロ活動といった、長年にわたり直面している課題が、安全保障上の主な懸念事項であるとしている。ドゥテルテ大統領は、16（平成28）年の就任当初より、犯罪・違法薬物・汚職対策、アブ・サヤフ・グループ（ASG）掃討やミンダナオ和平などを重視する方針を表明している。

フィリピン国内の治安をめぐる問題として、従来から、モロ・イスラム解放戦線（MILF）とは約40年にわたり武力衝突を繰り返してきたが、国際監視団（IMT）⁸の活動などにより、「バンサモロ包括合意」の署名やMILFの一部武装解除など、和平プロセスの進展もあった⁹。一方、和平協議に

⁸ マレーシア、ブルネイ、インドネシア、日本、ノルウェー及びEUがIMTに参加している。（15（平成27）年3月現在）

⁹ 12（平成24）年10月、ミンダナオ和平の最終合意の実現に向けた「枠組み合意」が署名され、14（平成26）年1月には、MILFの武装解除に合意している。同年3月に署名された「バンサモロ包括合意」は、基本法の制定、管轄領域を画定するための住民投票の実施、ムスリム・ミンダナオ自治地域の廃止及び暫定移行機関の設置を経て、16（平成28）年の自治政府発足を旨とするものであった。

反対する武装勢力と政府軍や国家警察との間で軍事衝突が発生¹⁰しており、実質的な和平に至るまでには時間を要するとみられる。

また、17(平成29)年5月、ISILに忠誠を誓うマウテグループを中心とするイスラム過激派組織がマラウィ市で住民を人質にとる形で市街地を占拠し、治安部隊と衝突した。当局の奪還作戦に伴う両者の交戦による死傷者が生じるなど治安状況が悪化したことを踏まえ、政府はミンダナオ地域に対して戒厳令を布告した。掃討作戦によりマウテグループの幹部及び戦闘員が殺害されたことから、同年10月、ドゥテルテ大統領は、マラウィ市の解放を宣言した。一方、依然としてテロの脅威は継続していることから戒厳令は18年末まで延長されている。

スルー海・セレベス海において、イスラム過激派組織であるASGによる身代金目的の誘拐事件が発生していることなどをを受けて、フィリピン、マレーシア及びインドネシアの3か国は協力して、17(平成29)年6月、同海域での海上パトロールを、同年10月に航空パトロールを、それぞれ開始した。

歴史的に米国との関係が深いフィリピンは、1992(平成4)年に駐留米軍が撤退した後も、相互防衛条約及び軍事援助協定のもと、両国の協力関係を継続してきた¹¹。両国は大規模演習「バリカタン」などの合同演習を行っている。

また、両国が14(平成26)年4月に署名したフィリピン軍の能力向上、災害救援などでの協力強化を目的とした、「防衛協力強化に関する協定(EDCA)」¹²について、16(平成28)年3月、両国はEDCAに基づき防衛協力を進める拠点として5か所に合意している¹³。今後、EDCAに基づき、フィリピン国内での米軍のローテーション展開などのための施設整備などの具体的な取組が進められていくとみられる。

中国とは、南シナ海の南沙諸島やスカボロー礁の領有権などをめぐり主張が対立しており、フィリピンは国際法による解決を追求するため、13(平成25)年1月、中国を相手に国連海洋法条約に基づく仲裁手続を開始し、仲裁裁判所は16(平成28)年7月にフィリピンの申立て内容をほぼ認める最終的な判断を下した。フィリピン政府は比中仲裁判断を歓迎し、この決定を尊重することを強く確認する旨の声明を発表した。また、ドゥテルテ大統領は同月の施政方針演説において、比中仲裁判断を強く確認し、尊重する、と述べている。一方、16(平成28)年10月にドゥテルテ大統領が訪中した際には、インフラ投資、麻薬対策協力、沿岸警備協力及び軍事協力などを含む共同声明が発表されたものの、同声明においては比中仲裁判断には言及されなかった。また、17(平成29)年5月には、ドゥテルテ大統領は、自身の地元であるダバオ市に初めて寄港した中国海軍艦艇を視察するとともに、中国軍との共同軍事演習に関して合意したことを明らかにしており、今後の動向が

10 15(平成27)年1月、ミンダナオ島においてジェマ・イスラミーア(JJI)の容疑者逮捕のため出動したフィリピン国家警察と、MILFやバンサモロ・イスラム自由戦士(BIFF: Bangsamoro Islamic Freedom Fighters)の間で銃撃戦が発生し、双方に死者が発生したと伝えられている。

11 1947(昭和22)年、米軍にクラーク空軍基地及びスービック海軍基地などの99年間の使用を求める軍事基地協定を締結し、同年に軍事援助協定、1951(昭和26)年に相互防衛条約を締結した。1966(昭和41)年、軍事基地協定の改定により駐留期限は1991(平成3)年までとされ、1991(平成3)年にクラーク空軍基地、1992(平成4)年にスービック海軍基地が返還された。その後、両国は1998(平成10)年に「訪問米軍の地位に関する協定」を締結、米軍がフィリピン国内で合同軍事演習などを行う際の米軍人の法的地位などを規定した。

12 本協定は、米軍によるフィリピン国内における施設の利用や整備、装備などの事前集積などを可能とするもの。米軍が使用するフィリピン国内の基地については、協定締結後の協議により決定し、協定の付属書として明記されることになっている。14(平成26)年の署名後、フィリピン国内において本協定に対する違憲裁判が提起されたことから、付属書に関する協議が停止していたが、16(平成28)年1月にフィリピン最高裁により合憲の判断が示された。

13 16(平成28)年1月12日(米東部時間)に行われた2+2協議においては、EDCAは合憲であるとの判断を歓迎するとともに、相互防衛及び安全保障、地域の平和・安定・経済的繁栄への共同による貢献のための同盟関係強化の取組継続を再確認した。同年3月17~18日(米東部時間)には、外務・防衛当局者による戦略対話をワシントンで行い、EDCAに基づく拠点として、アントニオ・パウチスタ空軍基地、パサ空軍基地、フォート・マグセイセイ地区、ルンピア空軍基地、マクタン・ベニト・エプエン空軍基地の5か所に合意した。

注目される。

Q 参照 2章6節4項(南シナ海における領有権などをめぐる動向)
Ⅲ部2章1節4項6((4) フィリピン)

5 シンガポール

国土、人口、資源が限定的なシンガポールは、グローバル化した経済の中で、その存続と発展を地域の平和と安定に依存しており、国家予算のうち国防予算が約5分の1を占めるなど、国防に高い優先度を与えている。

シンガポールは、国防政策として「抑止」と「外交」を二本柱に掲げている。また、シンガポールの国土は狭小なため、国軍は米国やオーストラリアなど諸外国の訓練施設も利用し、訓練のために部隊を継続的に派遣している。

シンガポールは、ASEANやFPDA¹⁴の協力関係を重視しているほか、域内外の各国とも防衛協力協定を締結している。地域の平和と安定のため、米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持しており、米国がシンガポール国内の軍事施設を利用することを認めている。13(平成25)年以降、米国の沿海域戦闘艦(LCS)のローテーション展開が開始¹⁵されたほか、15(平成27)年12月、米軍のP-8哨戒機が初めて約1週間にわたり同国へ展開され、両国は今後も定期的に同様の展開が継続されていくとしている¹⁶。このほか、米国と「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている。

中国とは、15(平成27)年5月、初めての二国間海軍軍事演習となる「中星協力2015」を実施した。また、要人の往来も活発であり、15(平成27)年11月に習近平国家主席がシンガポールを、17(平成29)年9月にリー首相が中国を、それぞ

れ訪問している。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項6((3) シンガポール)

6 タイ

タイは、国防政策として、ASEAN・国際機関などを通じた防衛協力の強化、政治・経済など国力を総合的に活用した防衛、軍の即応性増進や防衛産業の発展などを旨とした実効的な防衛などを掲げている。タイ南部では、分離・独立を求めるイスラム過激派による襲撃、爆弾事件などが頻発しており、政府は、南部における人民の生命及び財産に対する平和と安全の迅速な回復を緊急課題に挙げている。また、タイは、ミャンマーやカンボジアなどの隣国との間で国境未画定問題を抱えている。

国内では、13(平成25)年、与党によるタクシン元首相の恩赦・帰国に道を開く「大赦法案」の議会提出をめぐり、混乱が拡大した。14(平成26)年5月、プラユット陸軍司令官は戒厳令を発出し、軍部を中心とする国家平和秩序維持評議会による統治権の掌握を宣言した。現在、暫定首相に選出されたプラユット元陸軍司令官が率いる政権は、民政移管に向けたロードマップに基づく新憲法下での総選挙および新政権への移行を目指している。17(平成29)年4月、新憲法は公布・施行され、総選挙は、来年19(平成31)年に実施される見込みである。

タイは、柔軟な全方位外交政策を維持しており、東南アジア諸国との連携や、わが国、米国、中国といった主要国との協調を図っている。同盟国¹⁷である米国とは、1950(昭和25)年に軍事援助協定を締結して以降、協力関係を維持し、1982(昭和57)年より多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」を行っているほか、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている¹⁸。

¹⁴ 本節脚注5参照

¹⁵ 13(平成25)年4月の合意に基づくものであり、16(平成28)年10月、3隻目のローテーション展開となるLCS「コロナド」がシンガポールに到着している。

¹⁶ 15(平成27)年12月には、シンガポールのウン国防相が訪米して「防衛協力強化に関する協定」が署名され、今後、同協定に基づき、軍事分野、政策分野、戦略分野、技術分野及び海賊・テロ等の非伝統的安全保障分野といった5つの分野において防衛協力を強化していくとしている。

¹⁷ タイと米国は、1954(昭和29)年の東南アジア集団防衛条約(マニラ条約)及び1962(昭和37)年のタナット・ラスク声明に基づき同盟関係にある。

¹⁸ 14(平成26)年5月、米国はタイにおける政変の発生を受けて共同訓練の中止及び軍事支援の凍結を表明していたが、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド15」については、15(平成27)年2月に実施され、二国間共同訓練「CARAT」についても同年8月に実施された。

中国とは、両国海兵隊による「藍色突撃」や、両国空軍による「鷹撃」¹⁹などの共同訓練を行っている。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項6(5)タイ

7 ベトナム

ベトナムは、多様かつ複雑な安全保障上の課題に直面していると認識しており、南シナ海における問題が自国の海上活動に深刻な影響を与えているほか、海賊やテロなどの非伝統的脅威も懸念事項であるとしている。

ベトナムは、冷戦期においては旧ソ連が最大の支援国であり、02(平成14)年までロシアがカムラン湾に海軍基地を保有していたが、旧ソ連の崩壊後、米国と国交を樹立するなど、急速に外交関係を拡大させた。現在、ベトナムは全方位外交を展開し、全ての国家と友好関係を築くべく、積極的に国際・地域協力に参加するとしている。16(平成28)年3月には、戦略的要衝であるカムラン湾に国際港が開港し、日本のほか、米中両国をはじめとする各国の海軍艦艇がカムラン国際港に寄港している。

16(平成28)年1月にベトナム共産党大会が5年ぶりに開催され、グエン・フー・チョン書記長の留任などを決定し新指導部が発足した²⁰。2期目となったチョン書記長は、今後5年間の主要任務として、党建設の強化、政治改革、国家近代化の加速、国家の独立・主権・統一及び領土の一体性維持などを示した。

米国とは、近年、米海軍との合同訓練や米海軍艦艇のベトナム寄港など、軍事面における関係を強化している。17(平成29)年には、両国首脳が相互訪問を行い、防衛協力関係の深化について合意したほか、18(平成30)年3月には、ベトナム戦争後、米空母としては初となるベトナム寄港が

行われた。

ロシアとは、国防分野での協力を引き続き強化しているほか、13(平成25)年3月には、ショイグ国防大臣がベトナムを訪問し、カムラン湾の艦船補給施設などの共同建設に合意している。また、14(平成26)年には、ロシアのIL-78空中給油機が、同国のTu-95MS戦略爆撃機への給油に向けた飛行のため、カムラン国際空港に初めて着陸²¹するなど、両国間には新たな軍事協力の動きもみられる。近年では、原子力発電などのエネルギー分野での協力も推進しているほか、ベトナムはその装備品をほぼロシアに依存している。

Q参照 2章4節5項2(アジア諸国との関係)

中国とは、包括的な戦略的協力パートナーシップ関係のもと、政府高官の交流も活発であるが、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立している。15(平成27)年11月には、習近平国家主席が訪越し、海上における意見の相違を適切に処理することで一致したほか、問題を複雑化させる行動を自制することなどを盛り込んだ共同声明に署名した。さらに17(平成29)年1月には、チョン共産党書記長が訪中し、10(平成22)年に合意した南シナ海問題に関する基本原則など、これまでの両首脳間における合意を再確認するとともに、共同開発に向けた協力を進めることで一致した。

インドとは、安全保障や経済など広範な分野において協力関係を深化させている。防衛協力については、ベトナム海軍潜水艦要員や空軍パイロットに対する訓練をインド軍が支援していると指摘されているほか、インド海軍艦艇によるベトナムへの親善訪問も行われている。さらに、15(平成27)年5月にタイン国防相(当時)が訪印した際、同年から5年間の防衛協力に関する共同声明²²に署名した。16(平成28)年9月には、インド首相として15年ぶりにモディ首相が訪越し、二国間関係を包

¹⁹ 15(平成27)年11月12日から30日の間、タイのコラート空軍基地において、初の中国・タイ両空軍による共同訓練「鷹撃-2015」が実施され、中国側はJ-11B戦闘機6機、タイ側はJAS-39グリペン戦闘機5機が参加。また、訓練閉幕式の飛行展示に際し、中国側は八一飛行表演隊のJ-10戦闘機7機、タイ側はF-16戦闘機2機が参加した。

²⁰ サン主席、ズン首相、タイン国防相らは再任されず、退任し、16(平成28)年4月のベトナム国会において、クアン主席、フック首相、リック国防相らの人事が決定された。

²¹ 15(平成27)年3月、米国防省当局者が関連の事実関係について発言しつつ、ベトナム側に再発防止を要求したことが伝えられるほか、米太平洋軍の高官が、カムラン基地から飛来した空中給油機による給油を受けたロシア軍機が挑発的な飛行を行ったと発言したとされる。なお、同年1月、ロシア国防省は、同国のIL-78空中給油機が14(平成26)年にカムラン湾を使用し、戦略爆撃機に対する給油が可能になったと発表した。

²² 15(平成27)年5月、フン・クアン・タイン・ベトナム国防相がインドを訪問し、マノハル・パリカル国防相と会談した際に合意されたもので、共同声明の内容は明らかにされていないが、対象期間は15(平成27)年から20(平成32)年までとされ、海洋安全保障に関する協力が柱になっているとされる。また、同日、沿岸警備隊の協力強化に関する覚書(MOU)にも署名している。

括的戦略パートナーシップへ格上げすることに合意したほか、防衛協力深化のための5億ドルの融資などを表明している。また、インドは南シナ海で石

油・天然ガスの共同開発を行うなど、ベトナムとのエネルギー分野での協力も推進している。

Q参照 2章6節4項(南シナ海における領有権などをめぐる動向)
Ⅲ部2章1節4項6((2)ベトナム))

3 ■ 各国の軍の近代化

東南アジア各国は、近年、経済成長などを背景として国防費を増額させ、第4世代の近代的戦闘機を含む戦闘機や潜水艦などの装備品の導入を中心とした軍の近代化を進めている。その要因としては、国防費の増額のほか、近隣諸国の軍事力発展に反応するという東南アジア各国間の関係や、中国の影響力拡大への対応、地域安全保障機構の信頼醸成措置としての役割が十分でないことが背景にあるとの指摘がある²³。なお、東南アジア諸国の多くは装備品を多様な国から調達しているため、各国で統一的な運用やメンテナンスを行いつらくしている面があるとみられる。

インドネシアは、13(平成25)年までに、ロシア製Su-27戦闘機及びSu-30戦闘機を計16機導入している。11(平成23)年には、米国からF-16戦闘機24機の供与を受けることに合意しており、14(平成26)年7月以降、順次引渡しを実施している。また、17年(平成29)年8月、ロシアからSu-35戦闘機11機を追加調達する計画を発表している。韓国とは、11(平成23)年12月、韓国製209級潜水艦3隻を購入する契約を締結しており、17(平成29)年8月、1隻目を受領した。また、韓国とは第4.5世代戦闘機(KF-X/IF-X)の共同開発を検討しており、16(平成28)年1月には、費用分担や協力内容を定めた合意書を締結している。このほか、オランダ製シグマ10514をベースとしたマルタディナタ級フリゲートを建造し、17(平成29)年4月に1隻目を、18(平成30)年1月に2隻目を、それぞれ就役させている。

マレーシアは、09(平成21)年までにロシア製Su-30戦闘機18機を導入している。また、同年、同国初の潜水艦であるスコルペン級潜水艦(フランスとスペインが共同開発)2隻を導入したほか、

14(平成26)年11月、韓国とコルベット6隻の購入契約を締結したと伝えられている。さらに、国産の沿岸海域戦闘艦(LCS)6隻の建造を推進しており、17(平成29)年8月に1番艦が進水した。加えて、16(平成28)年11月、中国から沿岸海域任務艦(LMS)4隻の購入に合意している。

フィリピンは、南シナ海における領有権をめぐる係争などを背景に、近年装備の近代化を進めている。

航空戦力については、05(平成17)年にF-5戦闘機が退役した後、戦闘機を保有しない時期が続いていたが、15(平成27)年11月から韓国製FA-50PH軽戦闘機を順次導入し、17(平成29)年5月までに合計12機を配備した。

海軍戦力としては、16(平成28)年までに、米国からハミルトン級フリゲートを3隻導入するとともに、17(平成29)年までにインドネシア製ドッグ型輸送揚陸艦を2隻導入した。

シンガポールは軍の近代化に努めており、世界有数の武器輸入国である。

航空戦力については、12(平成24)年までに米国製F-15戦闘機を24機導入したほか、F-35統合攻撃戦闘機計画に参加している。

海軍戦力としては、12(平成24)年までにスウェーデンからアーチャー級(ヴェステルイェトランド級)潜水艦2隻を導入しているほか、13(平成25)年12月には、ドイツ製218SG級潜水艦2隻の購入契約(21(平成33)年以降、導入予定)を締結している。現在、推進している国産の哨戒艦8隻の建造計画に関しては、17(平成29)年5月に1番艦が就役しており、20(平成32)年までに全ての哨戒艦の運用を開始することを目標としている。

23 IISSの「ミリタリー・バランス」などによる。

タイは、14（平成26）年7月、潜水艦隊司令部を発足させており、17（平成29）年4月には、中国からユアン潜水艦を今後11年間で合計3隻、購入することを海軍が計画、うち1隻の購入を閣議決定²⁴し、フリゲートに関しては、12（平成24）年9月に2隻を導入する計画が閣議で了承され、1隻目として韓国製フリゲートの購入契約を締結した。このほか、13（平成25）年までに、スウェーデン製JAS-39グリペン戦闘機12機を導

入している。

ベトナムは、17（平成29）年1月までにロシア製キロ級潜水艦6隻を導入したほか、18（平成30）年2月までにロシア製ゲパルト級フリゲート4隻の運用を開始した。航空戦力については、ロシア製Su-30戦闘機を04（平成16）年から順次、導入しており、これまでに最大36機が導入されたと報じられている。

4 ■ 南シナ海における領有権などをめぐる動向

1 これまでの経緯（背景）

南シナ海においては、南沙（スプラトリー）諸島²⁵や西沙（パラセル）諸島の領有権²⁶などをめぐってASEAN関係国と中国の間で主張が対立している。中国は一方的に大規模かつ急速な埋立て及び施設建設を行っており、このような一方的な現状変更及びその既成事実化に対する国際社会による深刻な懸念が示されている。

中国は、1992（平成4）年に南沙諸島、西沙諸島などが中国の領土である旨明記した「領海及び接続水域法」の制定以降、領有権主張のための動きを強めてきた。例えば、09（平成21）年には、南シナ海における自国の「主権、主権的権利及び管轄権」が及ぶと主張する範囲に言及した09（平成21）年の国連宛口上書にいわゆる「九段線」²⁷の地図を添付した。また、12（平成24）年には、南沙諸島、西沙諸島及び中沙諸島の島嶼並びにその海域を管轄するとされる海南省三沙市の設置を発表したほか、13（平成25）年11月には、同省が「海南省中華人民共和国漁業法実施規則」を修

正し、同省の管轄水域内において外国漁船などが活動を行う場合には、同国国務院関係部門の承認を得なければならない旨定めた。16（平成28）年1月には、同年以降の5年間に係る海洋政策の中で「南沙島礁生態保護区」の建設に取り組む方針を打ち出した。

一方、南シナ海における領有権について、ASEAN諸国も、それぞれの主張を展開している。

フィリピンは、09（平成21）年3月、いわゆる群島基線法を成立させ、南沙諸島の一部及びスカボロー礁について国連海洋法に則った領有権などを同国が有することを明記した²⁸。ベトナムは、09（平成21）年5月、マレーシアと共同により南沙諸島の一部を含む海域の大陸棚限界線の延長を大陸棚限界委員会²⁹に申請した。また、12（平成24）年6月には、南沙諸島及び西沙諸島に対する主権を明示したベトナム海洋法（13（平成25）年1月施行）を採択した。

また、南シナ海関係国の一部は、相手国の船舶に対し拿捕や威嚇射撃を行うなどの実力行使に及んでいると伝えられており、これらの動きをめぐ

²⁴ 17（平成29）年4月18日に閣議決定されたタイ海軍の中国製潜水艦購入計画は、17-23年度予算の分割払いでまず1隻目を購入し、今後11年間で合計3隻を調達するというもの。翌月5日には、3隻のうち1隻目の購入についての契約が締結された。

²⁵ 南沙諸島周辺は、石油、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれ、また、海上交通の要衝でもある。

²⁶ 南沙諸島については、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア及びブルネイが領有権などを主張しており、西沙諸島については、中国、台湾及びベトナムが領有権を主張している。

²⁷ 「九段線」については、南シナ海における領有権などをめぐる東南アジア諸国との主張の対立を生んでいるが、中国は「九段線」と関連する国際的な規範との関係についてこれまで具体的な説明をしていない。

²⁸ 「フィリピン共和国法第9522号（Republic Act No.9522）」による。同法ではルソン島やパラワン島、ミンダナオ島などについて緯度・経度により基線の位置を明記しているが、南沙諸島（フィリピン呼称：「カラヤン諸島」）及びスカボロー礁（フィリピン呼称：「パホ・デ・マシロック」）については、国連海洋法条約第121条「島の制度」に基づくこととされ、基線の地理的位置は示されていない。

²⁹ 大陸棚限界委員会（CLCS）とは国連海洋法条約に基づき設置される機関（国連海洋法条約第76条及び附属書Ⅱ第1条）。沿岸国（条約締約国）が200海里を超える大陸棚を設定する場合、大陸棚に関する情報をCLCSに提出し、CLCSは科学的・技術的ガイドラインに従い、勧告を行う。沿岸国が、勧告に基づき設定した大陸棚の限界は、最終的かつ拘束力を有する。委員会は21名の委員により構成。任期は5年。地政学、地球物理学又は水路学の専門家であるべきとされ、個人の資格で任務を遂行。

り、関係国は互いに抗議の表明などを行っている。

ベトナムと中国との間では、西沙諸島周辺海域において、中国が一方的に石油掘削活動を開始したことに端を発する両国船舶の衝突（14（平成26）年5月）、西沙諸島周辺における中国船によるベトナム漁船への体当たり・沈没事案（15（平成27）年7月）³⁰、南沙諸島クアテロン礁付近における中国高速船によるベトナム漁船の追跡・銃による威嚇事案（16（平成28）年5月）などが発生している。また、石油資源開発を巡っては、16（平成28）年1月に中国の石油掘削装置「海洋石油981」が西沙諸島北部のベトナムとの大陸棚の主張が重なる部分で活動したとして、ベトナムは作業の中止と装置の撤収を中国に要求³¹している。

フィリピンと中国の間では、15（平成27）年11月、フィリピンが占拠する南沙諸島ティトゥ島の沖合数kmに中国船が出現し、約10日間にわたり停泊したとされる事案が生起している³²。17（平成29）年4月には、フィリピンのロレンザーナ国防大臣が、同年3月に南沙諸島近海において、フィリピン漁船が中国の警備艇から威嚇射撃を受けたとして、外交ルートを通じて中国側に抗議する意向を示すとともに、自国が実効支配するティトゥ島に軍用機で上陸し、滑走路の補修などを進める考えを表明した。

マレーシアと中国の間においては、同年3月に、中国海警船舶と約100隻の中国漁船が共にマレーシアEEZ内のルコニア礁付近に侵入したとされる。

ベトナムと台湾との間においても、16（平成28）年1月、南沙諸島で操業していたベトナム漁船が台湾の沿岸警備隊船舶に衝突される事案が発生したことが伝えられている。

南シナ海関係国などの一部は、南沙諸島などで

それぞれ占拠する地形において、埋立てや施設整備を行っているが、こうした中、中国は、14（平成26）年以降、大規模かつ急速な埋立活動を強行し、砲台といった軍事施設のほか、滑走路や格納庫、港湾、レーダー施設などの軍事目的に利用し得る各種インフラ整備を引き続き推進し、同地形の軍事拠点化を進めている。

Q参照 2章3節2項6（(4) 南シナ海における活動の状況）

2 最近の動向

南シナ海における領有権を主張する国の一部は、国際法に基づく平和的解決に向けた努力を行っている。13（平成25）年1月、フィリピンは、南シナ海における中国の主張及び行動に関する紛争を国連海洋法条約に基づく仲裁手続に付しており、16（平成28）年7月、仲裁裁判所は、フィリピンの申立て内容をほぼ認める内容の最終的な判断を下した³³。中国はこれに対して、同判断が無効であり、拘束力を持たず、中国は受け入れず、承認しないとの声明を発表した。国連海洋法条約の規定に基づく仲裁判断は最終的で、紛争当事国を法的に拘束するものであり、当事国は今回の仲裁判断に従う必要がある。

ASEANは、南シナ海をめぐる問題の平和的解決に向け、ASEAN関連会議において、たびたび議論を行っており、南シナ海における情勢については、14（平成26）年5月のASEAN首脳会議の議長声明から繰り返し懸念を表明してきた。そうした中、17（平成29）年11月のASEAN首脳会議では、議長声明において懸念は表明されず、代わってASEANと中国の関係が改善しているとの認識が示された点が注目されたが、18（平成30）年4月に開催されたASEAN首脳会議の議長声明

³⁰ 15（平成27）年9月、16（平成28）年1月、3月、7月、17（平成29）年8月及び18（平成30）年4月にも西沙諸島周辺における中国船によるベトナム漁船への体当たり・沈没事案があったとされる。

³¹ ベトナム外務省によれば、16（平成28）年1月16日、中国のオイルリグ「海洋石油981」がベトナムと中国の大陸棚が重なる場所の想定中間線から21.4海里東側で確認され、同18日に中国側へ申し入れを行ったとされる。なお、同年4月にも同様の事案があったと報道されている。

³² ティトゥ島（フィリピン呼称：「バグアサ島」）は、中国が滑走路を建設中のスピ礁の近傍に位置する地形である。中国海警船舶の出現は、同島を管轄する町長の目撃によるとされ、10日間にわたる長期間の停泊は初めてと伝えられる。

³³ 中国による「九段線」及び歴史的権利の主張については、国連海洋法条約（UNCLOS）上の権原に基づかない中国による「九段線」内の海域に関する歴史的権利の主張が、同条約に違反し、法的効果を有しないと認定した。また、地形の法的地位については、スカボロー礁及び南沙諸島（イツアバ島（台湾呼称：「太平島」）を含む。）におけるいかなる地形も、EEZ・大陸棚を有しないと認定した。さらに、中国による活動の合法性については、スカボロー礁におけるフィリピン漁民の伝統的漁業権の侵害、大規模埋立て・人工島造成などによる海洋環境保護義務の違反、中国法執行船の危険な航行による航行安全に係る義務違反、ミスチーフ礁における中国の埋立てによるフィリピンの主権的権利の侵害、仲裁手続開始後の浚渫、人工島建設などによる紛争の悪化・拡大などの義務違反などを認定している。

では、一部の首脳が南シナ海における埋立て活動などに対し懸念を表明している旨が改めて記載されている。

また、ASEANは、中国との間で、02（平成14）年、「南シナ海に関する行動宣言（DOC）」³⁴に署名し、現在は、同宣言より具体的な内容を盛り込

Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea

5 ■ 地域内の協力

15（平成27）年12月31日に成立したASEAN共同体は、政治・安全保障共同体、経済共同体及び社会・文化共同体の3つの共同体による協力を柱に構成されている。このうち、政治・安全保障共同体（APSC）は、これまでのASEANによる取組で積み上げられてきた政治・安全保障分野の協力を土台とし、民主的かつ調和的な環境下での平和的な生存確保を目標とするとの理念が掲げられている。また、「APSCブループリント2025」では、①ルールに基づく人間志向・人間中心の共同体、②平和、安全かつ安定した地域、③ダイナミックで外交的な地域におけるASEAN中心性、④ASEANの組織的な能力及びプレゼンスの強化、との4点の特徴が挙げられている。

ASEAN各国は、これまでの地域の多国間安全

み、法的拘束力を持つとされる「南シナ海に関する行動規範（COC）」の策定に向けた公式協議を続けている。17（平成29）年8月、ASEAN・中国外相会議でCOCの枠組みが採択されたことを受け、同年11月、ASEAN・中国首脳会議でCOCの交渉開始が公表された。関係国による協議の進展は評価するものの、COCが比中仲裁判断を形骸化させることや、域外国の関与の排除のための口実として利用されることがあってはならない。

南シナ海をめぐる問題は、アジア太平洋地域の平和と安定に直結する国際社会全体の関心事項であり、引き続き関係国の動向や問題解決に向けた協議の行方が注目される。

Q 参照 3章3節1項（東シナ海・南シナ海における「公海自由の原則」をめぐる動向）

Ⅲ部2章1節4項6（ASEAN諸国との防衛協力交流）

保障の枠組みとしてもASEANの活用を図っており、安全保障問題に関する対話の場であるASEAN地域フォーラム（ARF）やASEAN国防相会議（ADMM）などを開催しているほか、軍事人道支援・災害救助机上演習（AHR）を行うなど、地域の安全保障環境の向上や信頼醸成に努めてきた。また、ASEANは域外国との関係拡大も重視し、ADMMにわが国を含む域外8か国を加えた拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）が開催されるとともに、人道支援・災害救援演習などが実施されている。今後は、ASEAN政治・安全保障共同体の理念及び構想に基づき、対話や人道支援・災害救助演習、域外国との関係拡大などの取組を一層発展させていくものとみられる。

³⁴ 国際法の原則に従い、領有権などの係争を平和的手段で解決すること、行動規範の採択は地域の平和と安定をさらに促進するものであり、その達成に向けて作業を行うことなどが盛り込まれている。